

平成29年3月前期定例会 議事録

- ・開催日時 平成29年3月15日（水曜日）14時55分～16時19分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 江口委員
（事務局）社頭事務局長 岸川副事務局長 中野人事主幹
岩本係長 藤田係長 牛島係長 西川主査

○議事事項

1 平成29年2月後期定例会の議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 職員の採用選考について

佐賀県知事から職員の採用選考請求があり、その内容について事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることを決定した。

【説明】

- ・課長級 1名（発令予定日 平成29年4月1日付）

3 平成28年給与勧告及び給与条例改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について

[1] 扶養手当に関する規則の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

佐賀県職員給与条例の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正に伴い、子以外の扶養親族に係る手当を不支給とする行政職給料表9級（部長級）に相当する職員、手当額を3,500円とする行政職給料表8級（副部長級）に相当する職員について、規定する必要があるため。

2 規則案の概要

- (1) 行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員で、副部長級に相当する職員及び部長級に相当する職員とは、それぞれ以下のとおりとする。

	副部長級(行政職給料表8級)相当 (配偶者・父母等3,500円)	部長級(行政職給料表9級)相当 (配偶者・父母等不支給)
公安職給料表	9級	—
研究職給料表	5級 (副部長級相当の管理職手当が 支給される職員に限る)	—
医療職給料表(一)	4級 (副部長級相当の管理職手当が 支給される職員に限る)	4級 (部長級相当の管理職手当が 支給される職員に限る)

(2) 平成29年4月1日から施行。

〔2〕 住居手当に関する規則の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

佐賀県職員給与条例等の一部改正及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

2 規則案の概要

(1) 住居手当に関する規則には、扶養手当に係る届出の規定(県職員給与条例第9条及び学校職員給与条例第11条)を引用している箇所があるが、これらの条文が、平成28年改正県職員給与条例及び平成28年改正学校職員給与条例により、平成29年4月1日から平成32年3月31日の間読み替えて適用されることに伴い、所要の読み替え規定を設けることとした。(附則第5項関係)

(2) 平成29年4月1日(改正条例の施行日)から施行

〔3〕 扶養手当の運用についての一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正案の内容

(1) 平成28年改正県職員給与条例及び平成28年改正学校職員給与条例による条項移動に伴う所要の規定の整理等を行う。

(2) 平成29年4月1日から適用

4 佐賀県職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

佐賀県職員の配偶者同行休業に関する条例(佐賀県条例第63号)及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の配偶者同行休業に関する条例の一部が改正されることに伴い、配偶者同行休業の期間の再度の延長に係る申請手続きについて、所要の整備を行う必要があるため。

2 改正内容

(1) 配偶者同行休業の期間の再度の延長に係る申請について、申請書様式に「再度の延長の場合」の取扱いの追加等を行う。(様式関係)

(2) この規則は、公布の日から施行する。

5 警察本部における異動に伴う給料の支給の取扱いに係る承認について

佐賀県警察本部からの承認申請について、事務局が説明し、申請のとおり承認することを決定した。

【説明】

1 承認申請の理由

「給与制度の総合的見直し」による給料表の切替日（平成27年4月1日）以降に降格した場合は、経過措置基礎額（給料表切替えにより給料月額が減少する職員に保障される給料月額）を、通常の降格による給料減額分を考慮して定めることとされているが、これにより難しい場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができるとされている。今回、佐賀県警察本部において、平成29年3月16日付で異動予定の職員について、本人の責に因らず人事異動の取扱い上やむを得ず給料が減額となる事案が発生したことから、経過措置基礎額の取扱いについて承認申請を行うこととなったものである。

2 検討結果

経過措置規則第6条に基づき、警察本部からの申請どおり承認する。

6 災害応急作業等手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正案の内容

本県の特殊勤務手当のうち「災害応急作業等手当」については、平成23年12月の条例改正により、当分の間、東日本大震災に対処するため所定の作業に従事した場合にも支給することとしている。

今回、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内に新事務本館が建設されたことに伴い、災害応急作業等手当の支給対象となる作業の場所について、所要の改正を行う必要がある。

7 人事委員会事務局職員の人事異動について

平成29年4月1日付けの人事委員会事務局職員（管理職）の人事異動について、事務局から説明を行い了承された。

○報告事項

1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正に係る検討状況について

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正に係る検討状況について、その概要を事務局から報告した。

2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案について、その概要を事務局から報告した。

○その他

1 行事予定について